光長寺本『大日本国法華経験記』について

太田晴道

はじめに

沼津市、大本山光長寺の御宝蔵には、日春聖人筆『大日本国法華経験記巻下』（一巻）が厳重に護持されている。日春聖人筆の写本としては重要文化財の『宝物集』（光長寺本）が知られており[1]、国語・国文学における『宝物集』諸本研究の中で、いくつかの研究成果が発表されている。しかし、『大日本国法華経験記』（以下『法華験記』と記す）については、いくつかの本や論文はあるものの、光長寺蔵『法華験記』（以下、光長寺本と略称）について述べたものは皆無である。

かと言って、光長寺本は新発見とか初出の文献というわけではない。『補訂版・国書総目録』[2]には漏れているが、稲田海素氏稿「祖書鑽仰史談」（第四回）[3]、『光長寺　教えとその歩み』[4]、小泉弘氏著『古鈔本宝物集　研究篇』[5]、『日蓮宗事典』[6]、『法華宗宗門史』[7]などに書名は紹介されている。だが、『法華験記』の最近の校本で研究書でもある藤井俊博氏

編著の『大日本国法華経験記　校本・索引と研究』[8]には諸本についての記述はあるが、光長寺本のことは記されていない。このことは、関係する学会に光長寺本の内容はもちろん存在さえ広く知られていないからと思われる。

そこで、以下光長寺本『法華験記』を紹介し、少しく管見を述べてみたい。

一　書誌

『大日本国法華経験記』は一般に『法華験記』と呼ばれ、『補訂版・国書総目録』によると『本朝法華験記』『大日本法華経験記』『日本法花験記』『法華経験記』とも称される三巻三冊で、長久年間（一〇四〇～一〇四四）に沙門鎮源が編んだ仏教説話集である。

原本は伝存せず、写本としては高野山宝寿院本・真福寺本・彰考館本が知られている。[9]版本には享保二年（一七一七）版があり、外題に「大日本国法華経験記」、内題に「大日本国法花験記」とある上中下三冊本で、国立公文書館内閣文庫・龍谷大学図書館他にある。また、刊年不明のものが東洋大学哲学堂他にあるという。活字本としては『続群書類従』（第八輯上）[10]に「本朝法華験記」と題して収められ、流布しているが、その原本は享保二年の版本である。最も信頼できる活字本は『日本思想大系』（第七巻）[11]に収められている「大日本国法華経験記」と前掲『大日本国法華経験記　校本・索引と研究』で、共に諸本との校異を詳しく記している。前者は内閣文庫蔵本、後者は龍谷大学図書館蔵本の享保二年版本を底本としている。翻訳本としては山下民城氏翻訳『法華験記』[12]があり、通読に便利である。

編著者の首楞厳院沙門鎮源は『国書人名辞典』（第三巻）[13]に「僧侶（天台）（生没）生没年未詳。長久四年（一〇四三）生存。〔名号〕法諱、鎮源。比叡山横川首楞厳院の僧。源信門下か。『本朝法華験記』の撰者として知られるが、

同書は一説に智源なる僧の作ともいわれる。（下略）」とあり、井上光貞氏は『日本思想大系』（第七巻）の「文献解題」で、「寛弘四年（一〇〇七）七月三日の霊山院釈迦堂毎日作法、及び霊山院式のあとの結縁の人々の歴名中に鎮源の名がみえる。首楞厳院は横川にあって源信の止往したところであり、霊山院も横川にあって源信が正暦年中（九九〇―九九五）に建立したと伝えるから（山門堂舎記）、鎮源はこれと同一人であり、若き日に源信をとりまく人々の一人であったと推測される」と述べ[14]、また「鎮源と智源とは同一人物であるとする説」も紹介している。

さて、日春聖人筆の光長寺本一巻であるが、本紙の縦は二九・一センチメートル、全長一三一・二センチメートル、全四紙の巻子本である。第一紙の横は三八センチメートル、第二紙は三七・六センチメートル、第三紙は三八センチメートル、第四紙は一七・六センチメートル（約半紙）で、紙質は楮紙である。表紙は紺地二重蔓小牡丹唐草宝尽金襴で、梅鉢・丁字・七曜・分銅・霊芝雲文などが散らしてある。見返しには金箔が押されていて、押え竹（八双）には茶の巻緒が付いている。軸は黒檀の頭切となっている。

光長寺本の紙背には第一紙から第三紙まで文書があり（この紙背文書については後述する）、日春聖人は反故となった文書を裏返して『法華験記』を書写されたことがわかる。また、第一紙から第三紙までの各紙の中央に折目が見え、両端に六ツの綴穴の跡、第四紙の右端にも六ツの綴穴の跡があることから、もとは袋綴の冊子本であったことがわかる。小泉弘氏著『古鈔本宝物集　研究篇』や大本山光長寺刊『御法門御聞書』[15]の解題で述べられているように、光長寺蔵『宝物集』『御法門御聞書』などは、光長寺第二十四世日寛上人の代、延宝三年（一六七五）頃に巻子本に仕立て直されたようであるから、同じ表装である『法華験記』も同じ頃に改装されたものと考えられる。

光長寺本の法量と外観は以上の通りであるが、次に書名について見てみたい。光長寺の昭和四十五年（一九七〇）

に作成した『寶物管理記録簿』では本書を第一種寶物一九番とし、名称を『大日本国法華経験記下』としている。[16] 明和五年（一七六八）の『光長寺霊宝扣』には、六十一番に『日本法花霊験記』と記されている。[17] 前掲の「祖書鑽仰史談」や『光長寺　教えとその歩み』『日蓮宗事典』『法華宗宗門史』などが、光長寺本の書名を『日本法華霊験記』として紹介しているのは、明和の霊宝扣によったものであろう。

表紙の題簽は『日本霊験記』とあるが、これは前述した巻子本への改装の際に付した題簽であろうから、後世の名称と言うべきで、その後に作成された明和の霊宝扣は「法花」の二字を加えたものであろう。『古鈔本宝物集　研究篇』が光長寺本を「『日本霊験記』（『法華験記』を抄出したもの）」と書名紹介しているのは、題簽によったものである。

第一紙表には内題があり、それには「大日本国法華経験記巻下」とあって、その左下に「日春之」とある。また、第二紙裏（以下、表をオ、裏をウと表記）の中央に「大日本国法花経験記巻下」とあって、いずれも日春聖人の筆であることは間違いない。第一紙オは本来の表紙か、または扉であったようである。したがって、本書の正式な書名は『大日本国法華経験記』とすべきであって、目録もしくは台帳に記載するならば「大日本国法華経験記（下巻）　一軸　日春聖人筆写本」とすべきであろう。

光長寺本は内題に「巻下」とあるように、下巻のみの零本である。流布本『法華験記』上中下三巻の内下巻のみであり、しかも本来あるべき下巻の目録と本文四十四話の内、目録と「第八十一越後国神融法師」の一話と「第八十二仏師感世法師」の題名（項目名）のみという未完成の写本である。上巻と中巻は逸失してしまったのか、元々写されなかったのか知るすべも無いが、光長寺本の惜しいところは第八十二話の本文以下が、失われたのではなく、本紙（第四紙オ八行目以下）に余白があることから、何らかの理由で筆写が中断されたままであることがわかる。

尚、第一紙オの袖下に「日法（花押）」と加筆があるが、これは日蓮大聖人の中老僧で日春聖人と光長寺の同時二祖となられた日法聖人の署判に間違いない。[18] 日春聖人の在世中に、日法聖人に対して未完成の写本を譲られたとは考えられないので、おそらく日春聖人の滅後にその遺品として日法聖人が譲り受け、署判を加えられたものと考えられる。同様に、光長寺蔵日春聖人筆写本『色心二法之事』[19]と『文句疏記要文一帖』[20]にも日法聖人の署判があるが、やはり春師滅後の加判と思われる。

二　光長寺本の位置づけ

『法華験記』の写本は既に述べたように数種あるわけであるが、『日本思想大系』（第七巻）の大曾根章介氏の「諸本解題」や藤井俊博氏の『大日本国法華経験記　校本・索引と研究』、毎日新聞社刊『解説版・新指定重要文化財』（第七巻）[21]などにより、詳述すると左の通りである。

A　高野山宝寿院本　上巻一帖

高野山霊宝館所蔵。体裁は粘葉装で、表紙に『日本法花験記上』の題があり、内題は「大日本国法花経験記巻上并序」、奥題に「大日本国法花験記上」とある。

帖末奥書に「仁平三年癸酉仲夏中旬、於多武岑書了、珍光、一交了」とあるから、仁平三年（一一五三）、平安時代に僧珍光が書写したことが明らかである。

昭和三十二年、重要文化財指定。

B　真福寺本　抄本一冊

名古屋市宝生院真福寺文庫所蔵。表紙は正和五年（一三一六）の文書「成身院住侶等謹言上」を二つ折にして裏を用い、表題を『日本法花験記』と記している。その左に「第八十合」、左下に「伝領信□」「憲照」の署名がある。

奥書に「建武三年丙子（一三三六）二月廿八日令相伝了在判」とある。

流布本百二十九話の中から、上巻八話、中巻なし、下巻十六話（うち一話題目欠、一話本文欠）の計二十四話を抜粋したものである。

鎌倉時代末期の写本。[22]

C　彰考館本　上中下巻三冊

水戸水府明徳会彰考館所蔵。書名は『法華験記』であるが、目録には「大日本国法華経験記」とある。版本と同じく全百二十九話（下巻で説話の配列順序が版本と相違する）であるが、上巻の巻末に元禄十四年（一七〇一）に京都で写したとする貼紙があり、中巻には序跋が無く、下巻の巻末跋文に正和五年の書写が記され、さらに貞享二年（一六八五）に武州金沢称名寺文庫本を写したとする貼紙が付されている。したがって、この三巻はそれぞれ書写年代と筆者の異なる合本である。

江戸時代の写本。

以上のほかに、東大寺図書館に沙門釈宗性自筆の『三宝感応録并日本法花伝指示抄』と『大宋高僧伝指示抄』という二本があり、ともに「大日本国妙法蓮花経験記説処」と題する目録が存しているとのことである。[23] 上巻に十九話、中巻に十六話、下巻に三十話の題目を掲げた抜粋本の目録で、題目は他本のそれとは全く異なるものである。宗性は

南都の学僧、東大寺百二世別当で、弘安元年（一二七八）に七十七歳で入寂している。自筆本は五百十四点を数え、『大宋高僧伝指示抄』一冊（重文）は嘉禎二年（一二三六）の著作であるから、[24]「大日本国妙法蓮花経験記説処」は目録のみとは言え、鎌倉時代中期のもので、Aの高野山宝寿院本に次ぐ古いものである。しかし、各説話の題目が全く異なるものであるから、ABCの祖本とは別系統の『法華験記』と考えられる。

そこで、写本としての光長寺本の位置づけであるが、筆者の日春聖人は延慶四年（一三一一。四月二十八日、応長と改元）三月十六日に入寂されたのであるから、[25]光長寺本の筆写はそれ以前ということになる。また、光長寺本の紙背には日蓮大聖人の有力な檀越であった南条時光の書状がある。時光は父の兵衛七郎（入道行増）が文永二年（一二六五）に没し、[26]若くして父の遺跡を継いだというから、光長寺本は文永二年以降の写本ということになる。[27]さらに、光長寺の旧記類によると、天台宗沙門空存が日蓮大聖人の弟子となり名を日春と改められたのが建治二年（一二七六）ということであるから、[28]光長寺本の推定書写年代は更に狭まり、建治二年―延慶四年（一二七六―一三一一）の間ということになる。したがって、光長寺本は零本ながら重文の宝寿院本に次ぐ古鈔本といえる。

しかのみならず、宝寿院本は中下巻を欠き、真福寺本は抜粋本であるから、光長寺本は目録と二話（内一話は題名のみ）とはいえ、下巻の本来の構成を知り得る点で、実に貴重な本であるといえる。

三　本文細見

次に光長寺本の本文について若干考察してみたい。

まず光長寺本が、日春聖人の筆に間違いないかどうかであるが、第一紙オの左下に「日春之」とあるのは『顕立正

意抄』[29]の「釈子日春之」と同筆で、また『宝物集』の「釈子日春之」「尺日春」、『色心二法之事』の「沙門日春」と同筆である。署名以外の文字について比較すれば、「身」は『宝物集』『文句疏記要文』に同じく、「年」は『宝物集』『顕立正意抄』に同じく、「日本」「八」「女」は『宝物集』に同じく、「云」「大」「我」「妙」は『文句疏記要文』に同じく、「第」「才」は『日春聖人断簡四行』[30]と同じである。以上の点から、光長寺本は日春聖人の筆蹟に間違い無いものと断定できる。

ところで、第一紙右半面（第一紙オ）であるが、日法聖人の署判と内題（本来は外題か）の間、第一紙オのほぼ中央部分に二行、

日本紀抄才十三巻一條院段云
智源法師法華験記云云

と書かれている。これは日春聖人が註記されたものであり、日春聖人は「智源法師法華験記」の文から『法華験記』の著者を智源法師と認識しておられたのかも知れない。

註記の「日本紀抄」であるが、『国書総目録』によると二種あり、一種は国学者色川三中が著したもので論外、他の一種も一冊本の写本[31]で日春聖人が引かれた「日本紀抄」とは別物のようである。そこで、日蓮大聖人も引用された『扶桑略記』の第二十七[32]、一条天皇の段を見ると、大和国多武峰増賀聖人入滅の記事に続いて「智源法師法華験記云」とあって、以下『法華験記』の増賀聖人伝を引用しているのが見つかった[33]。よって、光長寺本の註記「日本紀抄」とは『扶桑略記』を指しているのではないかと考える。ただし、巻数の相違から、その異本と推察するが、この点について大方の御教示をたまわりたい[34]。

そもそも、『法華験記』と称される本は、鎮源が撰述したものの他に、逸文であるが『扶桑略記』に見える叡山南谷沙門薬恒が著したという「本朝法華験記」[35]と、前述の叡山智源法師が著したという「法華験記」がある。[36]この両書については重松明久氏が『日本浄土教成立過程の研究』[37]で、また井上光貞氏が『日本思想大系』第七巻の「文献解題」で論じておられるところで、鎮源本と薬恒本は別系統のもの、智源本は鎮源本と同系統のものと見る点で一致している（井上氏は『上宮太子拾遺記』に見える内記保胤が書いたという「日本法華験記」も挙げており、それは鎮源本が「一説に保胤撰ともいわれたものかと疑われる」と記している）。尚、重松氏は鎮源本と智源本はどちらかがイミテーションではないかと指摘している。

光長寺本の註記によって、日春聖人は『法華験記』を智源法師が著したものと認識しておられた可能性が高いわけであるが、このことは鎮源の序文のある宝寿院本と同系統の写本を見ておられなかったことを物語っているようでもある。現在『法華験記』の写本が少ないことから、すでに日春聖人当時においても写本が少なく、聖人が披見されたのは元々下巻のみの零本であった可能性もある。『扶桑略記』には鎮源の名は無く、智源の名があるわけであるから、当時『法華験記』は智源が撰述したものとして広く知られており、日春聖人もそれを註記されたものと推察されるのである。ただし、井上氏も述べているように、鎮源と智源は同一人物であるとの説[38]もあるようである。宝寿院本の巻尾、奥題の下に「智鎮源撰之」とあり、「智」字の右に「鎮」字が添えてある。[39]巻首に「鎮源撰」とあり、巻尾に「智（鎮）源撰之」とあることは、『法華験記』の最古の写本である宝寿院本は同一人物と見ていたのであろうか。あるいは混同していたのか、不明である。光長寺本と宝寿院本は、ともに巻の異なる零本であるため比較できないのが残念である。

光長寺本の註記により、今一つ考えられることは、日春聖人は自ら筆写している『法華験記』に智源の「法華験記」の増賀聖人伝が無いことから、それを註記されたのではなかろうかということである。前述したように、「日本紀抄」の一条天皇の段が『扶桑略記』の一条天皇の段とするならば、そこに引用されている智源の「法華験記」は増賀聖人伝である。ところが光長寺本の目録にはそれが無い。そこで参考として註記されたのかとも考えられる。いずれにせよ、それはあくまでも推測にすぎないので、註記に関する考察はこの辺でとどめておく。

次に内題について述べる。前述したように光長寺本の第一紙オには「大日本国法華経験記巻下」とあり、これが本来の外題と思われる。また第二紙ウの中央（目録の後、本文の前）に「大日本国法花経験記巻下」と内題がある。したがって、光長寺本の正式書名は『大日本国法華経験記』である。ところが、井上光貞氏は「文献解題」で『大日本国法華経験記』という書名は享保二年（一七一七）の版本によったものであるが、「真福寺本には日本法花験記とあるので、後者が本来の書名であったともおもわれる」と述べ、続いて東大寺図書館蔵の宗性筆の目録に「大日本国妙法蓮花経験記説処」とあるので、「そうとのみはいい難い」と曖昧な記述をしている。書名について論ずるならば、第一に宗性の目録は論外である。第二に宝寿院本の表紙には「日本法花験記上」とあるが、内題には「大日本国法花経験記巻上并序」とあり、奥題には「大日本国法花験記上」とある。第三に彰考館本は書名に「法華験記」とあるが、目録には「大日本国法華経験記」とある。そして宝寿院本に次いで古い光長寺本は「大日本国法華経験記」である。以上のことから、『法華験記』の本来の書名は『大日本国法華経験記』が正しいと考える。

光長寺本の目録は、第八十一越後国神融法師より第一百廿四紀伊国牟婁郡悪女成蛇まで四十四話の題名を掲げており、流布本の元である享保二年版本の四十九話に比べて五話不足している。それは版本の第八十二から第八十四まで

の三話と第八十六・八十八の二話である。この不足している五話の問題は興味深いものであるが、今はしばらく置き、版本と彰考館本の下巻目録を比較すると、題名の数四十九は同じであるが、その配列に大きな違いがあることがわかる。すなわち、版本の第八十二から第八十八までの七話と、第百十・百十一の二話、第百廿五・百廿六の二話、計十一話が彰考館本では配列が異なっているのである。そこで抜粋本である真福寺本と彰考館本を比較してみると、真福寺本は下巻から十六話を抜粋しているが、その配列は彰考館本と対応することがわかった。このことは、前述したように彰考館本は江戸時代の写本で合本であるが、とりわけ下巻は正和五年（一三一六）書写の跋文ある金沢文庫本を写したわけであるから、正和五年という同年代の写本である真福寺本と同系統の本を祖本としているとみて間違いないであろう。さらに、光長寺本と彰考館本とを比較すると、光長寺本の不足分五話を別にすると、両者の配列は全く同じであることがわかる。

以上の考察から、目録の上では一応光長寺本・真福寺本・彰考館本は同系統であり、享保二年版本やそれを元にしている続群書類従本は別系統であると言える。

光長寺本の不足している五話であるが、彰考館本の第八十二楞厳院源信僧都（版本第八十三、以下カッコ内は版本）・第八十三多武峰増賀上人（第八十二）・第八十四天王寺別当道命阿闍梨（第八十六）・第八十五持経者蓮昭法師（第八十八）・第八十六丹後国某甲（第八十四）がそれである。この五話は、版本では連続していないが、彰考館本では第八十二―八十六と続いている。第八十六（第八十四）は題名のみで、目録の題名下に「闕」とあり本文に「不書」とあるから、元々書かれなかったものである。この五話を日春聖人が故意に省かれたのかどうかを考えると、五話全体に特別な関連性はなく、他の物語と比べても殊更取り除く必要性は認められない。[40] したがって、光長寺本の祖本自体が

下巻四十四話のものであって、真福寺本・彰考館本とは同系統ではあるが、少し異なった伝本ではなかったかと思われるのである。

◎『法華験記』巻下構成対照表

〔凡例〕一、真福寺本は下巻十六話のみの抜粋本（全二十四話）。

二、光長寺本は本文一話のみにつき、目録による。

三、彰考館本・光長寺本・真福寺本の（　）数字は版本の対応する題名番号を示す。

「版本」	「彰考館本」	「光長寺本」	「真福寺本」
81	81	81〈本文アリ〉	欠
82	82(83)	欠(83)〈源信〉	9(83)〈題ナシ〉
83	83(82)	欠(82)〈増賀〉	10(82)
84	84(86)	欠(86)〈道命〉	11(86)
85	85(88)	欠(88)〈蓮昭〉	欠
86	86(84)	欠(84)〈丹後某〉	欠
87	87(85)	82(85)	12(85)
88	88(87)	83(87)	欠
89	89	84(89)	欠
90	90	85(90)	13(90)

107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91
107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91
102 (107)	101 (106)	100 (105)	99 (104)	98 (103)	97 (102)	96 (101)	95 (100)	94 (99)	93 (98)	92 (97)	91 (96)	90 (95)	89 (94)	88 (93)	87 (92)	86 (91)
15 (107)	欠	欠	欠	欠	14 (102)	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠

124	123	122	121	120	119	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	108
124	123	122	121	120	119	118	117	116	115	114	113	112	111 (110)	110 (111)	109	108
119 (124)	118 (123)	117 (122)	116 (121)	115 (120)	114 (119)	113 (118)	112 (117)	111 (116)	110 (115)	109 (114)	108 (113)	107 (112)	106 (110)	105 (111)	104 (109)	103 (108)
欠	22 (123)	欠	欠	欠	欠	21 (118)	欠	欠	20 (115)	19 (114)	18 (113)	欠	17 (110)	欠	欠	16 (108)

125	125(126)	120(126)	23(126)〈本文ナシ〉		
126	126(125)	121(125)	24(125)		
127	127	122(127)	欠		
128	128	123(128)	欠		
129	129	124(129)	欠		

目録と本文の字句一々については、光長寺本・彰考館本・版本ともにかなりの相違がみられ、一例を挙げるとすれば、光長寺本の目録「第一百十三加賀前司兼澄朝臣〔出〕第一女」の「兼澄」は、彰考館本・版本ともに「兼隆」となっている。『日本思想大系』（第七巻）二〇二頁の頭註に「藤原兼隆で加賀守になった人は見当らず、今昔（『今昔物語集』、筆者註）に「源兼澄」とあり、その誤りであろう」とある通り、光長寺本は本来の正しい題名を伝えていると考えられ、字句の相違も注目されるところである。

以下に、光長寺本と彰考館本・版本の校異を記す（彰＝彰考館本、版＝版本、光＝光長寺本）。

◎『法華験記』巻下目録校異

第八十二[1]仏師感世法師

1 彰「八」、本文「七」。版「五」。

第八十三信誓河[2]闇梨

1 彰「七」、本文「八」。版「七」。

2㊫「阿」。

第八十四[1]海[2]蓮法師

1㊫「九」。　2㊫「越後国」海蓮―、本文㊗に同じ。㊫「越中国」海蓮―。

第八[1]十五加賀国尋寂法師

1八十五㊫「九十」。

第八[1]十六妙[2]照法師

1八十六㊫「九十一」。　2㊫「信濃国」妙照―、本文㊗に同じ。㊫「信濃国妙昭」法師、本文「妙昭」法師。

第八[1]十七長[2]円法師

1八十七㊫「九十二」。　2㊫「持経者」長円―、本文㊗に同じ。

第八[1]十八金[2]峰転乗法師（乗の右傍に「宿生蛇[3]」の註記あり）

1八十八㊫「九十三」。　2金峰㊫「金峰山」。　3宿生蛇㊫ナシ。

第八[1]十九沙[2]弥薬延

1八十九㊫「九十四」。　2㊫「美濃国」沙弥―、本文㊗に同じ。

第九[1]十筑前入道乗[2]蓮

1九十㊫「九十五」。　2㊫「沙弥」乗蓮、本文㊗に同じ。

第九十一[1]軽咲持経者沙弥

1㊫「六」。

第九十二[1]阿武大夫入道沙[2]弥修覚[3]

1㊫版「七」。　2沙弥修覚㊫「修定」、本文㊗に同じ。㊫「修覚」、本文㊗に同じ。　3㊫「定」に傍書。

第九十三[1]比丘尼舎利

1㊫版「八」。

第九十四[1]比丘尼釈妙

1㊫版「九」。

第九十五[1]比丘尼願[2]西

1九十五㊫版「百」。㊫本文「一百」。　2願西については『日本思想大系』は願西とするも、藤井氏編著本は「顔西」とする。続類従本は目録を願西とし、本文は「顔西」となっている。

第九十六[1]宮内卿高階良臣真[2]人

1九十六㊫版「百一」。㊫本文「一百一」。

2真人㊫版ナシ。本文㊗に同じ。

第九十七[1]左[2]近中将源雅通朝[3]臣

1九十七㊫版「百二」。㊫本文「一百二」。

2㊫「右」。本文「左」。　3朝臣㊫版ナシ。

第九十八[1]右[2]近小[3]将藤原義孝朝[4]臣

1九十八㊫版「百三」。㊫本文「一百三」。

2彰本文「左」を消して「右」傍書。　3彰「少」。本文「中」。版「中」。　4朝臣彰本文ナシ。版ナシ。

第九[1]十九越中前司藤原[2]仲遠朝[3]臣

1九十九彰版「百四」。彰本文「一百四」。　2版ナシ。本文アリ。　3朝臣彰版ナシ。彰本文アリ。

第一[1]百山城国相楽郡善[2]根人

1一百彰版「百五」。彰本文「一百五」。　2善根人彰「善男」。版「善根男」。

第一[1]百一伊賀国報恩善男

1一百一彰版「百六」。彰本文「一百六」。

第一[1]百二大隅掾記[2]某甲[3]

1一百二彰版「百七」。彰本文「一百七」。　2彰版「紀」。　3版ナシ。

第一[1]百三美作国採鉄男

1一百三彰版「百八」。彰本文「一百八」。

第一[1]百四加賀国翁和尚身[2]

1一百四彰版「百九」。彰本文「一百九」。　2彰版ナシ。

第一[1]百五伊予国越智益敬[2]

1一百五彰「百十」。彰本文「一百十」。版「百十一」。　2彰版「躬」。

第一[1]百六肥後国官人某甲[2]

1一百六彰「百十一」。版「百十」。　2版ナシ。

第一[1]百七奥州壬生良門

1一百七(彰)(版)「百十二」。(彰)本文「一百十二」。

第一[1]百八奥州鷹取男

1一百八(彰)(版)「百十三」。(彰)本文「一百十三」。

第一[1]百九播[2]州赤穂郡[3]盗人多々寸丸

1一百九(彰)(版)「百十四」。(彰)本文「一百十四」。　2播州(彰)(版)本文ナシ。　3(彰)(版)ナシ。(彰)(版)本文アリ。

第一[1]百十周防国判官代某[2]甲

1一百十(彰)(版)「百十五」。(彰)本文「一百十五」。　2某甲(版)ナシ。(版)本文「某」。

第一[1]百十一[2]筑前国優婆塞

1(彰)(版)ナシ。(彰)本文アリ。　2(彰)(版)「六」。

第一[1]百十二[2]如[3]弟子藤原氏

1(彰)(版)ナシ。(彰)本文アリ。　2(彰)(版)「七」。　3(彰)ナシ。(彰)本文「女」。(版)「女」。

第一[1]百十三[2]加賀前司兼澄[3]朝[4]臣〔出[5]〕第[6]一女

1(彰)(版)ナシ。　2(彰)(版)「八」。　3(彰)(版)「隆」。　4朝臣(彰)ナシ。(彰)本文アリ。　5(彰)(版)ナシ。　6第一(版)ナシ。(版)本文アリ。(光)の「第」は「出」の傍書。

第一[1]百十四[2]女[3]弟子紀氏

1(彰)(版)ナシ。(彰)本文アリ。　2(彰)(版)「九」。　3(版)本文ナシ。

第一[1]百十五大日寺辺[2]老[3]女

1一百十五㊫版「百廿」。㊨本文「一百廿」。　2㊫版本文「近辺」。　3老女㊨本文「老女入往生記」。

第一[1]百十六奈良京女某□[2]

1一百十六㊫版「百廿一」。㊨本文「一百廿一」。　2某□㊨「某氏」。㊫ナシ。㊫本文「某氏」。

第一[1]百十七筑前国盲女人[2]

1一百十七㊫版「百廿二」。㊨本文「一百廿二」。　2㊫版ナシ。

第一[1]百十八山城国久世郡女□[2]

1一百十八㊫版「百廿三」。㊨本文「一百廿三」。　2㊨「人」。㊫ナシ。㊫本文「人」。

第一[1]百十九越中国立山女人

1一百十九㊨版「百廿四」。㊨本文「一百廿四」。

第一[1]百廿[2]越後国乙寺猿

1第一猿㊨ナシ。　2一百廿㊫版「百廿六」。㊨本文「一百廿五」。

第一[1]百廿[2]一信濃[3]国蛇鼠

1第一鼠㊨ナシ。　2一百廿一㊫版「百廿五」。㊨本文「一百廿六」。　3㊫版「乃」。㊨本文「乃」。

第一[1]百廿二[2]朱雀大路野干

1㊨版ナシ。㊨本文アリ。　2㊨版「七」。

第一[1]百廿三[2]紀伊国美[3]奈倍道祖神

1㊫ナシ。㊨本文アリ。　2㊫「八」。　3美奈倍㊨「美奈部郡」。㊨本文「美奈倍郡」。㊫「美奈陪」。

第一[1]百廿四[2]紀伊国牟婁郡悪[3]女成蛇

1㊫ナシ。㊨本文アリ。　2㊫「九」。　3悪女成蛇㊨「悪女人成蛇事」。㊨本文「悪女成蛇身事」。㊫「女」。㊫本文「悪女」。

◎『法華験記』巻下本文校異

〔第二紙ウ〕

（7行目）沙弥[1]

1㊨「門」。

（7行目）俗云古志小[2]大徳

1㊨「僧」。　2小大徳の下㊨「有多名号不注之」。㊫「有多名不注之」。

（7行目）法花[1]経

1㊨㊫「華」。

（7行目）深[1]有

1㊨「弥」。

（8行目）无[1]比**鬼**[2]神承命国主[3]遙帰依万[4]氏久近宗敬

1㊨㊫「無」。　2㊨㊫「鬼」。　3㊨㊫「王」。　4万氏久近宗敬㊨㊫「万民近崇敬」。

（9行目）国上山寺[1]

1㊇ナシ。

〔第三紙オ〕

（1行目）雷電霹[1]雷[2]彼壊宝塔各々分散[3]

1雷電霹㊈㊇「雷電霹靂」。　2雷彼壊宝塔㊈「雷」。㊇「雷破壊塔」。　3㊈ナシ。

（2行目）无[1]限

1㊈㊇「無」。

（2行目）雷[1](ママ)、摧彼而去是如

1雷―如㊈「雷来摧破而去如是」。㊇「雷来催破去如是」。

（3行目）彼[1]塔然両[2]三度

1㊈㊇「破」。　2㊈「而」。

（3行目―4行目）願[1]求

1㊇ナシ。

（4行目）不敢[1]壊神融聖[2]人人(ママ)語檀那曰莫生悲歎[3]

1㊈㊇「破」。　2聖人人㊈「聖人」。㊇「上人」。　3悲歎の下㊇「哉」。

（5行目）令不彼[1]壊

1㊈㊇「破」。

（6行目）法花[1]経爰[2]

1彰版「華」。　2彰ナシ。

（6行目）光耀[1]願[2]主示作是念[3]

1彰版「晃」。　2彰「曜」。　3彰版「而」。

（7行目）雷彼[1]塔

1彰版「破」。

（7行目）神融聖[1]人立誓高声誦[2]法花経

1版「上」。　2誦―経彰「誦法華経」。版「誦法華」。

（8行目）従空[1]下落

1彰「雲」。

（9行目）六歳許[1]

1彰版ナシ。

（9行目）即[1]白言[2]

1版「而」。　2彰ナシ。

（9行目―10行目）□[1]経聖人

1□―人彰「持経者聖人言」。版「持経上人」。

（10行目）不[1]破宝塔

1不―塔彰「不破壊」。版「不破塔」。

（11行目）破塔[1]因[2]〔不読〕肌雷白聖人言[3]山[4]地主神

1㊫「壊」。　2因肌㊨「恩酬」。㊫「因縁」。　3㊫ナシ。　4山㊨㊫「此山」。

〔第三紙ウ〕

（1行目）立我上[1]仍无[2]住処

1㊫「頂」。　2㊨㊫「無」。

（1行目―2行目）破壊塔[1]依地主神語言[2]度々破[3]壊塔

1㊨ナシ。　2㊨㊫ナシ。　3破壊塔㊨「破塔」。㊫「破壊」。

（2行目）示[1]妙法威[2]力不可思議[3]

1㊨㊫「而」。　2㊨㊫ナシ。　3㊨「儀」。

（3行目）他所[1]我敬恐避由[2]此当知施主願満[3]

1㊨「方」。　2㊨「申」。　3㊨㊫「足」。

（5行目）唯[1]見此寺更无[2]水便

1㊨㊫「但」。　2㊨㊫「無」。

（6行目）下遠[1]谷

1㊨㊫ナシ。

（7行目）雖送年因[1]更不応[2]放去

1㊨㊫「月」。　2応放㊨㊫ナシ。

（8行目）更不可生[1]雷電之声

1彰「出」。

（9行目―10行目）又於山[1]四十里内不[2]可然雷電声

1山四十彰「山内卌」。版「山内四十」。　2不―声彰「更不出雷声」。

（10行目）呪[1]自来哉即掌中気[2]承瓶水一[3]

1彰版「況」。呪は「いわんや」と読む。[41]　2彰版ナシ。光右傍に○印アリ。　3彰版「滴」。

〔第四紙オ〕

（1行目）巌[1]上雷電大動数[2]上虚即従巌[3]穴

1彰「嶺」。版「岩」。　2数上虚彰版「飛上虚空」。　3版「岩」。

（1行目―2行目）忽出[1]清泉踊[2]走

1彰消して「以」を傍書。　2踊走彰「涌出」。版「涌走」。

（2行目）其水大[1]

1大の下彰版「豊」。

（3行目）此国在[1]山

1彰版「上」。

（4行目）四[1]十余里雷[2]声不聞誠以希[3]甚深法力矣

1四―里彰「卌里」。　2雷の下彰版「電」。　3希の下彰版「有」。

（5行目）興法利[1]生神融聖[2]人

1㊫「事」を消して傍書。　2㊫「上」。

（5行目―6行目）説[1]證井[2]神[3]融

1㊫㊫「後」。　2㊫「菩薩」を消して傍書。　3神融㊫㊫ナシ。

（7行目）第八十二[1]仏[2]師感世法師

1㊫「七」。㊫「五」。　2仏―師、真福寺本は「普門品菩薩観音事」（上の第一二はナシ）。

尚、光長寺本には第三紙オ六行目「布雲」の雲の右に「空イ」の傍書があるように、異本との校合が見られる。筆跡は本文と同じである。光長寺本は未完の写本であるから、筆写の途中で異本との校合が行われたとは考え難いから、おそらく日春聖人は校合本を筆写されたものと推察する。

四　紙背文書

光長寺本の紙背文書であるが、本紙三枚半の内、末尾の半紙（第四紙オ）を除く三紙に文書が認められる。紙背は裏打されており、文書は鎌倉時代のものであるため、その解読は筆者には容易ではなく、専門家による解読を待ちたいが、少しばかり管見を述べておきたい。

第一紙の紙背は料紙の右半分に四行という短い文章で、月日・差出人名・宛所が無く、一行目に「逐申候」とあるから追而書（追伸）であることがわかる。二行目に「うり一こ、(籠)はしかみ、根芋」、三行目に「二□(?)袋新芋一こ、(籠)さゝけ少々」、四行目に「御霊位(?)の」などの文字を読み取ることができる。礼紙書であろうか。

第二紙の紙背は十一行の文書で、末尾が切断されているため月日・差出人名・宛所を欠いている。一行目から二行目に「一日御とをりに(通)、あまり御ハかれの(別)」、三行目に「其こと歎入候、御下向之時」、五行目に「御馬のくさ(草)」、六行目から八行目に「返々、祖父にて候し入道のはかに(墓)、自我偈あ(上)け申して給へきよし(由)」、九行目から十一行目に「子□(ともカ)宣て、人々悦申候故(歟カ)、なを〳〵入道給て候、日興面目に候へく候」などの文字を読み取ることができる。文書全体が日興聖人の筆蹟と似ているので、日興聖人の消息文と推定されるが、後考を俟ちたい。

第三紙の紙背は料紙の中央に折り目が見える折紙の書状である。したがって、上段と下段とでは文章が逆である。料紙の左端が少し切断されているが、ほぼ完全な形で残っているといって良い。上段の本文は十三行で、前の余白部分には追書が細字で二段に書かれている。下段は七行で、六行目に「七月十四日　時光(花押)」とあり、七行目に「信乃公(濃)御房」とあるから、この書状は南条時光が信乃公に宛てたものであることがわかる。[42] 上段本文一行目から二行目に「御文畏承候了、今度御とをりにて(通)」、四行目に「なけき入候(歎)」、五行目から十二行目に「御わたり(渡)候わんこと、よろこひ(悦)入候、御上ハ定日をこのひんきに(便宜)仰かふり(蒙)候て、御馬のくさ(草)、ようゐ(用意)仕候へく候、返々定日おこの便宜に仰かふる(蒙)」とあり、下段二行目に「うり一、河のり」、四行目から五行目に「このやうれうさせ給へく候、恐々謹言」などの文字を読み取ることができる。「御とをり」「なけき入」「御馬のくさ」など、第二紙裏の消息と同じ文言があることに注目すれば、両文書は関連が深いのかも知れない。

南条時光書状の宛所「信乃公御房」は、日号は不明であるが、日蓮大聖人の直弟子で、『宗祖御遷化記録』[43]によれば、大聖人の御葬列の後陣左に列なり、『御遺物配分事』[44]によれば、大聖人の御遺物の銭二貫文を譲られている人物である。また広蔵院日辰の『祖師伝』の「日興上人御遷化次第」[45]にも「信乃公」の名があり、他行大徳配分の御遺物と

して銭百文を譲られたことが記されており、信乃公が日興門下であったことは明白である。

尚、仙台市仏眼寺所蔵の正中二年（一三二五）九月二十三日の日興聖人御本尊脇書に「（日目師筆）奥州新田信乃房申与之」とあり、[46]富士宮市大石寺所蔵の「与民部阿闍梨（日盛）御房書」（日目消息、年未詳十月二十二日付）にも「信乃房」の名が見える。[47]同じく大石寺文書の正和元年（一三一二）十一月十一日付藤原頼道外三名連署譲状にも「信乃房」の名が見える。[48]山上弘道氏は「日興上人御本尊脇書について」[49]の中で信乃房について「日目師の『与民部阿闍梨御房書』日道師の『新田家譲状』[50]にその名が見られる。前書が日目師下奥の時の出来事を記されたものであること、更に譲状が、新田家の一族の所領を惣領他に譲るというものであることを勘案すれば、信乃房は奥州在住の新田家の人のようである」と述べている。この新田（にいだ）信乃房と宗祖直弟で日興門下の信乃公が同一人物であるかどうかは不明である。山上氏は「『宗祖御遷化記録』にその名が見える」と、信乃公と新田信乃房を同一人のように扱っているが一考を要する。

以上のことから、第三紙裏の南条時光の書状は時光が沙弥大行と名乗る以前の数少ない書状の一つとして、また信乃公に関する唯一の書状（新田の信乃房は別にして）として、実に貴重なものと言えるであろう。

結び

日春聖人筆『大日本国法華経験記』について、管見によりいささか考察を加えてみたわけであるが、㈠光長寺本は健治二年―延慶四年（一二七六―一三一一）の間に書写されたもので、零本ながら宝寿院本に次ぐ古鈔本で、下巻の本来の構成を知り得る、㈡日春聖人は本書を智源法師の撰述と認識しておられた可能性が高い、㈢光長寺本は真福寺

本・彰考館本と同系統と見られるが、下巻全体四十四話という構成から、その祖本自体が少し異なった伝本ではなかったろうか、また光長寺本は校合本を写したものであろう、(四)『法華験記』の正式書名は、井上光貞氏のいう『日本法花験記』は誤りで、やはり『大日本国法華経験記』(光長寺本の内題)である、(五)紙背には三点の文書があり、内一点は日興聖人消息の可能性が高く、もう一点は南条時光書状(折紙)で、管見では現存する時光書状では最も古いものと推定され、宛所の信乃公については唯一の書状である、等々の点から、光長寺本は実に貴重かつ重要な資料であると言えるであろう。

註

(1)平成六年四月、光長寺蔵日春聖人筆『宝物集題号』(一軸)を含めて重文指定。
(2)第七巻、「本朝法華験記」の項、平成二年九月六日、岩波書店刊。
(3)『大崎学報』第八九号所収、昭和一一年一二月三〇日発行。
(4)昭和四一年四月一五日、大本山光長寺刊。
(5)〈貴重古典籍叢刊8〉昭和四八年三月三〇日、角川書店刊。
(6)「日春」の項、昭和五六年一〇月一三日、日蓮宗宗務院刊。
(7)昭和六三年九月一二日、法華宗(本門流)宗務院刊。
(8)〈和泉書院索引叢書39〉平成八年二月二八日、和泉書院刊。
(9)『補訂版・国書総目録』は他に旧彰考館本を掲げているが、戦災により焼失したようである。

(10)昭和二年六月二五日、続群書類従完成会刊。

(11)井上光貞・大曾根章介校注『往生伝　法華験記』、昭和四九年九月二五日、岩波書店刊（平成七年六月一五日、日本思想大系新装版〈続・日本仏教の思想1〉として同店より再版）。

(12)平成五年三月二〇日、国書刊行会刊。岩波書店『日本思想大系』第七巻に依拠して翻訳。

(13)「鎮源」の項、平成八年一一月二五日、岩波書店刊。

(14)井上光貞氏『新訂　日本浄土教成立史の研究』（昭和三一年九月発行・新訂版昭和五〇年二月一日、山川出版社刊）一六一～一六二・二〇四・二四一頁、千本英史氏「法華験記―女性と異類滅罪・往生」（『岩波講座　日本文学と仏教』第六巻所収、平成六年五月三〇日、岩波書店刊）五二～五三頁参照。

(15)日法聖人御所持本調査委員会編、平成二年四月五日、大本山光長寺刊。

(16)『寶物管理記録簿』の中に「宝物台帳」があり、通称「昭和宝物台帳」という。霊寶・第一種寶物・第二種寶物甲類・第二種寶物乙類・第三種寶物・第四種寶物といった新しい分類による台帳は、昭和四五年一二月二六日に光長寺宝物管理委員会により承認された。前日二五日調査の際、表紙に貼られた整理ラベルは『大日本国法華経験記巻下』となっている。

(17)『光長寺霊宝扣』は「昭和宝物台帳」の第二種寶物乙類一四番。宝物番号「六十一」などは、後人の加筆である。

(18)光長寺蔵日法聖人筆『華厳宗所立義要文』『真言宗所立義要文』の署判や京都妙顕寺蔵の〔建武元年〕六月一二日付日法書状（『妙顕寺文書』）の花押などと同じ。

(19)「昭和宝物台帳」の第一種寶物一六番。

(20)「昭和宝物台帳」の第一種寶物一八番。

(21)第七巻（書籍・典籍・古文書Ⅰ）、昭和五六年九月二五日、毎日新聞社刊。

(22)藤井氏は「南北朝期写」とするが、表紙と奥書からして、鎌倉末期であろう。

(23)藤井氏は『大日本国法華経験記　校本・索引と研究』の中に「東大寺図書館蔵『日本法華伝指示抄』所載目録」と題して全文を転載している。また、前掲の大曾根氏「諸本解題」にも詳しい説明がある。藤井氏は『日本法華伝指示抄』『大宗高僧伝指示抄』と記しているが、『三宝感応録并日本法花伝指示抄』『大宋高僧伝指示抄』の誤りであろう。

(24)『国史大辞典』第八巻、「宗性」の項、昭和六二年一〇月三〇日、吉川弘文館刊。『日本仏教人名辞典』、「宗性」の項、平成四年一月二〇日、法蔵館刊。『国書人名辞典』第三巻、「宗性」の項、平成八年一一月二五日、岩波書店刊。『補訂版・国書総目録』第五巻、「大宋高僧伝指示抄」の項、平成二年五月一〇日、岩波書店刊。

(25)光長寺蔵『茶表紙古記録』（「昭和宝物台帳」の第三種寶物一九番。）日春聖人御廟所墓碑銘。光長寺過去帳。『法華宗年表』昭和四七年五月二三日、法華宗（本門流）宗務院刊。

(26)『上野殿後家尼御返事』定遺三九。日因記「新田南条両家之事」（『富士宗学要集』第五巻・宗史部所収、昭和五三年三月一六日、創価学会刊）。『日蓮宗事典』。『日蓮聖人遺文辞典　歴史篇』、「南条」の項、昭和六〇年五月六日、身延山久遠寺刊。『日蓮正宗　富士年表』昭和五六年一〇月一三日、富士学林刊。山口範道氏『日蓮正宗史の基礎的研究』平成五年一二月一日、山喜房仏書林刊。小野眞一氏「『大石寺文書』による中世武家及び僧侶の財産相続について」（『常葉学園短期大学紀要』第二一号、平成二年一二月一〇日）。同氏「南条所縁の得宗被官南条氏」

（『韮山町史の栞』第二一集、平成九年三月）。

(27)前註(26)の諸書によると、南条兵衛七郎の遺跡を継いだのは長男の七郎太郎（法号行忍）のようである。しかし、七郎太郎は文永一一年（一二七四）八月一〇日に一八歳で水死し、二男の時光が跡を継いだというから、光長寺本は文永一一年以降の写本ということも考えられる。ただし、七郎太郎のことは詳らかではない。

(28)光長寺蔵『茶表紙古記録』。同『古過去帳』（「昭和宝物台帳」の第三種寶物一七番）。本能寺蔵『岡宮光長寺記録』（東京大学史料編纂所架蔵謄写本による）。『静岡県史』資料編5〈中世一〉（平成元年三月二〇日、静岡県刊）所収の「光長寺由緒記」とは『茶表紙古記録』のことである（翻刻に誤りあり）。

(29)光長寺蔵、嘉元二年（一三〇四）一〇月一〇日、日春聖人筆写（「昭和宝物台帳」第一種寶物一七番）。

(30)『日春聖人断簡四行』とは、「昭和宝物台帳」の第一種寶物四七番『日法聖人断簡四行』のことである。一行と三行の断簡二紙が軸装されてをり、裏書には「宗祖御真筆断簡　昭和四十三年二月修復　六十八世　日顕代」とあるが「宗祖」は見せ消ちで、ラベルは「断簡四行／日法聖人／昭和63年11月9日」となっている。ラベルは『光長寺霊宝扣』の「日法上人御筆　四行」によったものであろう。しかし、原井慈鳳先生が「日法聖人文書の研究（一）」（『桂林学叢』第一五号、平成六年三月）の中で、この断簡について「筆蹟は同一人物に於ても変化があるので断定できないが少くとも光長寺所蔵日法真蹟の文字とは著しく異なるので今はこの断簡を真籍と称する事は疑問として置きたい」と述べておられる通り、日法聖人の筆蹟とは認められない。筆者は、その書風から日春聖人の筆蹟と判断する。

(31)この種は二本あり、一本一冊は岡山大学池田家文庫所蔵で『日本記抄』とある。もう一本一冊は東京大学図書館

所蔵である。

(32)『新訂増補・国史大系』第一二巻、昭和四〇年一二月三〇日、吉川弘文館刊。『改定史籍集覧』第一冊（通記類）、昭和五八年一一月三〇日、臨川書店復刊。

(33)『扶桑略記』は他にも二カ所、智源の『法華験記』を引いている。一カ所は第二三（醍醐天皇上）の「智源法師撰集法華験記云、（中略）已上智源法師記也」で、もう一カ所は第二四（醍醐天皇下）の「叡山智源法師法華験記云」である。引用文はいずれも鎮源の『法華験記』巻中の第四四話陽勝仙人伝に相当する。『扶桑略記』に引く智源の『法華験記』は、鎮源のそれに類似するが、要約したような内容である。『扶桑略記』の編著者皇円が要約したものであろうか。

(34)「日本紀抄」という名から『日本紀略』（『新訂増補・国史大系』所収）のことかとも思ったが、同書の一条院の段に「智源法師法華験記云」の記述は無い。

(35)『扶桑略記』第二二（宇多天皇）に「叡山南谷沙門薬恒所撰本朝法華験記云」、第二三（醍醐天皇上）に「薬恒法華験記云」などとある。

(36)『国史大辞典』第一二巻、「本朝法華験記」の項、平成三年六月三〇日、吉川弘文館刊。

(37)昭和三九年三月二〇日、平楽寺書店刊。

(38)井上光貞氏は平田俊春「日本古典の成立の研究」、川添昭二「法華験記とその周辺」仏教史学、八―三を挙げているが筆者未見。

(39)註(21)の写真による。

(40)あえて関連性を指摘するならば、源信僧都と増賀上人は天台座主良源（慈恵大師・元三大師）の弟子であり、道命阿闍梨は孫弟子（『法華験記』は弟子とする）であって、三者は法縁にあたることである。しかし、蓮昭法師は伝未詳で、関連性は認められない。源信は称名主義的散心念仏（口称念仏）をすすめた人（重松明久氏前掲書）であるから省かれたと仮定するならば、源信の姉である比丘尼願西（第九五、版本第一〇〇）も法華念仏兼修で省かれても良いはずである。増賀も法華念仏兼修である。しかし、道命は法華経読誦の功徳で往生、蓮昭は法華経の菩薩行により菩提を得ているから省かれる必要はない。光長寺本の註記に見られるように、逆に日春聖人は増賀伝の不足を感じられたふしもある。

(41)山田勝美監修『難字解読字典』（昭和五二年六月一日、柏書房刊）・『異体字解読字典』（昭和六二年四月二〇日、同上）。

(42)南条時光の花押は東京大学史料編纂所編『花押かがみ』四〈鎌倉時代三〉（昭和六〇年三月三〇日、吉川弘文館刊）の一七三～一七四頁に五種収録されており、光長寺本『法華験記』紙背の時光花押と比較すると、たいへん似ているが同じではない。しかし、南条時光の残存文書は多いわけでなく、そのほとんどは沙弥大行と称した晩年のものである。したがって、花押の変化と、宛所の信乃公、書状を再利用した同門日春聖人との関係を考えれば、間違いなく南条時光の書状といえよう。

(43)『日蓮宗宗学全書』第二巻〈興尊全集興門集〉（昭和三四年七月一〇日、山善房仏書林刊）・『日興上人全集』平成八年三月八日、興風談所刊）所収。「信乃公」とある。同様の記録である『大聖人御葬送日記』（『日蓮宗宗学全書』第一巻〈上聖部〉・『静岡県史』資料編5〈中世一〉所収）にも「信濃公」とある。

(44)前註と同じく『日蓮宗宗学全書』第二巻・『日興上人全集』所収。「信乃公」とある。『大聖人御葬送日記』（前註と同じ）にも「御遺物配分事」の中に「信濃公」とある。

(45)『日蓮上人伝記集』（昭和四九年八月一五日、本満寺刊）所収。『静岡県史』資料編5〈中世一〉に引く『要法寺旧記』とは、この日辰の『祖師伝』を指す。

(46)『日興上人御本尊集』（平成八年三月八日、興風談所刊）二九二～二九三頁所収。

(47)『日蓮宗宗学全書』第二巻（註(43)参照）、二一一頁。『日興上人日目上人正伝』（昭和五七年一二月一五日、大石寺刊）二五八頁では、この消息を延慶二年（一三〇九）一〇月一二日としている。

(48)『静岡県史料』第二輯（昭和八年三月二五日、静岡県刊。平成六年四月二五日、臨川書店復刊）「大石寺文書」所収（文書名は藤原頼道等連署譲状とある）。小野眞一氏「『大石寺文書』による中世武家及び僧侶の財産相続について」（註(26)参照）にも引用、考察がある。文中の連署人の一人は日道師である。日因記「新田南条両家之事」（註(26)参照）も一部分省略してこの譲状を引用しているが、全体に誤りが多く、信乃房も「信乃殿」と誤っている。

(49)『興風』第一一号〈日興上人研究特集〉（平成九年四月二八日、興風談所刊）所収。

(50)正和元年一一月一一日付藤原頼道外三名連署譲状をいう。

光長寺本『大日本国法華経験記』翻刻

【表紙】

（宝物整理ラベル省略）

（題簽）

日本霊験記

【第一紙オ】

（綴穴アリ）

1　二月　九日　廿日　十一日□〔□太郎母カ〕四月廿□〔日カ〕廿一日□

2　日法（花押）〔日法加筆〕

3　日本紀抄才十三巻一条院段云

4　智源法師法華験記云云

5　**大日本国法華経験記巻下**

6　日春之

（紙折目）

【第一紙ウ】

1 第八十一越後国神融法師
2 第八十三信誓河闇梨（ママ）
3 第八十五加賀国尋寂法師
4 第八十七長円法師
5 第八十九沙弥薬延
6 第九十一軽咲持経者沙弥
7 第九十三比丘尼舎利（抹消）
8 才九十五比丘尼願西
9 才九十七左近中将源雅通朝臣

（綴穴アリ）

（紙継目）

【第二紙オ】

（綴穴アリ）

1 才九十九越中前司藤原仲遠朝臣
2 才一百一伊賀国報恩善男
第八十二仏師感世法師
第八十四海蓮法師
第八十六妙照法師
第八十八金峯転乗法師「宿生蛇」
第九十筑前入道乗蓮
第九十二阿武大夫入道沙弥修覚
第九十四比丘尼釈妙
第九十六宮内卿高階良臣真人
才九十八右近小将（ママ）藤原義孝朝臣
才一百山城国相楽郡善根人
才一百二大隅掾記（ママ）某甲

3 才一百三美作国採鉄男　才一百四加賀国翁和尚身
4 才一百五伊与国越智益敬　才一百六肥後国官人某甲
5 才一百七奥州壬生良門　才一百八奥州鷹取男
6 才一百九播州赤穂郡盗人多々寸丸　才一百十周防国判官代某甲
7 才一百十一筑前国優婆塞　才一百十二如（ママ）弟子藤原氏
8 才一百十三加賀前司兼澄朝臣出一女ヲ　才一百十四女弟子紀氏
9 才一百十五大日寺辺老女○　才一百十六奈良京女某□（氏カ）

（紙折目）

【第二紙ウ】

1 □（才）一百十七筑前国盲女人　才一百十八山城国久世郡女□（人カ）
2 才一百十九越中国立山女人　才一百廿越後国乙寺猿
3 才一百廿一信濃国蛇鼠　才一百廿二朱雀大路野干
4 才一百廿三紀伊国美奈倍道祖神　才一百廿四紀伊国牟婁郡○悪女成蛇
5 大日本国法花経験記巻下
6 第八十一越後国神融法師
7 沙弥神融（俗云古志小大德）越後国古志郡人矣読誦法花経深有

8 薫修練行无比**鬼**神承命国主遙帰依万氏久近宗敬矣其
9 国中有国上山寺有一檀那発心作善造立宝塔欲供養時

（紙継目）

（綴穴アリ）

【第三紙オ】

（綴穴アリ）

1 雷電霹雷彼壊宝塔各々分散摧折而去檀那懐歎悲
2 泣无限又改造塔更欲供養如前雷・摧（ママ）彼而去是如
3 彼塔然両三度願主檀那歎大願不果猶改造宝塔願
4 求於宝塔為雷不敢壊神融聖人人（ママ）語檀那曰莫生悲歎
5 我以妙法力守護於宝塔令不彼壊当成汝願即住塔本誦
6 法花経爰靉靆布雲（空イ）細雨数降雷電光耀願主示作是念
7 雷彼塔相也悲歎憂愁神融聖人立誓高声頌（ママ）法花経時
8 有一童（男）○従空下落（見）○其形体頭髪蓬乱形貌可怖年十五
9 六歳許被縛五処流涙□（弟〔高カ〕）声起臥辛苦即白言□（時〔カ〕）
10 経聖人慈悲免我自今以後更不破宝塔時神融法師
11 問破塔因肌（不読）雷白聖人言山地主神与我有深契地主

（紙折目）

【第三紙ウ】

1 語曰此塔立我上仍无住処為我可破壊塔依地神語言
2 度々破壊塔示妙法威力不可思議能伏一切依之地主
3 移去他所我敬恐避由此当知施主願満聖人誓言
4 実神融聖人告雷神云汝随仏法不作違逆発起
5 善心不破宝塔尤当利益汝唯見此寺更无水便遙
6 下遠谷汲水荷登雷神此処可出泉水以為住僧便汝
7 若不出水我縛汝身雖送年因更不応放去又汝
8 此寺東西南北四十里内更不可生雷電之声時雷電
9 神跪敬承聖人仰如命可出水又於山四十里内不可然雷
10 電声呪自来哉即掌中気承瓶水一〻以指甑穿

（綴穴アリ）

（紙継目）

【第四紙オ】

（綴穴アリ）

1 巌上雷電大動数(?)上虚(脱カ)即従巌穴忽出清泉踊

2 走其水大夏極冷息熱冬極温制寒其後宝塔更不
3 破壊送数百〇年又於一切処雖雷電震鳴此国在山東西南
4 北四十余里雷声不聞誠以希甚深法力矣諸僧集住
5 興法利生神融聖人依妙法力現施法験説(ママ)證井神
6 融神護景雲年中入滅矣
7 第八十二仏師感世法師
(以下、余白)

〔付記〕

本稿は平成五年九月一日、法華宗教学研究所総会に於いて「日春聖人筆『大日本国法華経験記』について」と題して口頭発表せるものを補訂したものである。